

令和6年第4回南幌町議会定例会

一般質問（質問者5名）

（令和6年12月11日）

①「今後の地域おこし協力隊について」

星議員

それでは一般質問させていただきます。今後の地域おこし協力隊について。地域おこし協力隊事業は、都市部から過疎地など条件不利地域に住民票を異動し、「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住を図る取組で、平成21年度に31自治体、隊員数89名から開始されて以降、現在では多くの自治体で事業に取り組んでおり、総務省のデータによると、任期終了後の隊員の動向として、令和4年3月31日までに任期終了した隊員の累計は9,656人で、任期終了後およそ65%が同じ地域に定住されていると掲載しています。

地域おこし協力隊の活動は地域振興に与える影響が大きく、地域の活性化や定住促進に寄与する重要な取組にもなっていると考えられます。財源は特別交付税で措置されることから、地方自治体の負担が少なく、地方活性化や移住定住といった地方の課題解決につながるという地方自治体にとって良い制度であると考えます。

南幌町では4名の地域おこし協力隊が着任していますが、今年度で3名が退任します。協力隊制度は、制度をうまく活用しながら、協力隊の活動により地域振興につなげていくようにすることが重要であり、着任後のミスマッチ等の課題がある自治体もあります。活動をより充実させるための方策や、今後は協力隊経験者との連携などの構築も必要ではないかと考えることから、以下の2点について町長の考えを伺います。

- 1、今後の協力隊募集の人数と業務内容について。
- 2、協力隊経験者との連携やサポート体制の構築の考えは。

大崎町長

今後の地域おこし協力隊についてのご質問にお答えします。

本町の地域おこし協力隊員は、現在、「観光振興」、「特産品コーディネート」、「移住・観光コンシェルジュ」、「教育環境DX・ICT支援員」の4名が地域力の維持・強化を目的に活動しています。

1 点目のご質問については、令和 7 年度から任用する地域おこし協力隊員として、まちの魅力や移住情報の発信、移住イベントの企画運営などに取り組む「移住定住コーディネーター」と、地域資源を活用した特産品の開発やまちのブランド力向上のための情報発信などに取り組む「観光推進活動・地域資源活用隊員」の 2 名の募集を行っています。

2 点目のご質問については、地域おこし協力隊員の受け入れにあたっては、隊員の活動イメージやスキルなどを踏まえた活動のコーディネートや、活動終了後も定住できるよう、起業や就職支援などの体制整備が重要であることから、職員において、円滑に地域協力活動ができるようサポートを行っているほか、「北海道協力隊サポート推進室」による情報共有などを通じた支援が行われています。

今後は、さらにサポートの充実を図るため、本町の地域おこし協力隊経験者による、活動の相談や地域活動団体とのネットワークづくりなどへの、アドバイスが行える体制を検討し、地域での充実した活動ができるよう支援してまいります。

星議員（再質問）

来年度 2 名の募集を行っているということと、今後は経験者も含め、協力隊経験者による体制も検討されるということで理解いたしました。

再質問させていただきます。地域おこし協力隊制度は、協力隊として着任する際、その地域を調べて具体的にイメージしたとしても、実際に暮らし始めれば様々なギャップに遭遇することもあり、活動に影響が出たりするケースもあると聞くことから、制度のマネジメントとしては難しい面を持ち合わせている部分はあると思います。現在の地域おこし制度は、地域活性化、定住促進が主になっていますが、私は人材育成の部分でもこの制度をうまく活用してほしいと思っています。協力隊の方も、町民として活動していくことでありますし、新しい町で地域活性化活動をしやすい仕組みづくりは、町としてもやっていかなければならないと思っています。実際に、うまくいっている地域もありますし、制度の運用の仕方によって変わってくるのではないかと私は考えています。総務省では、地域おこし協力隊に関する情報提供や助言、提言など、地域おこし協力隊の推進を図るためのアドバイザー制度もありますが、成功されている事例などの話を聞くことも、今後の制度運営には役立つと考えています。このような制度も活用しながら、今後は行政と協力隊、協力隊経験者との間でうまく連携ができるような仕組みづくりをしていく考えはあるのかどうか、町長へ伺います。

大崎町長（再答弁）

星議員の再質問にお答えをいたします。課題はいろいろございますけども、全国的に言われている課題、様々でございますけども、大半は隊員の希望する活動と実際の活動のずれ、いわゆる議員の言われるミスマッチでございます。また、着任後具体的にミッションが与えられないですとか、逆に業務が限定的であるために、隊員の活動の幅やネットワークが広がらないケースなどが挙げられております。議員の言われる人材の育成、また活動しやすい状況をサポートするということについては、当然私も非常に大事であるというように考えてございます。その活動を充実させるための体制としまして、協力隊員経験者との連携、サポートは非常に大事であるというように考えてございまして、経験者が苦勞されたことや、課題解消につながった体験など、新たに着任する隊員に対しまして、その隊員の活動ステージに沿いながら連携する、支援をする、そういったことが必要ではないかというように考えています。また、経験者が今までに構築したネットワークですとか、コミュニティですとか、そういうものをまた継承できる、幅広い活動になるように支援をしたいと思ってございます。形はいろいろ様々でございますけれども、やはり町民として活動していただく、また、それによって地域が活力をつけるというように、そのような活動に対して町も積極的に支援をしたいと思っております。

星議員（再々質問）

協力隊の経験者の活動などを、体験を基に、それを今後来られる協力隊の方とうまくつないで、活動が充実するようにサポートしていただける、そして円滑に協力隊活動ができるような形のサポート体制の構築を今後築いていただきたいと思っております。

再々質問させていただきます。町の施策の一つとして、にぎわいを生み出すまちづくりが柱となり、いろいろな角度からまちづくりをしていく中で、その柱の中に協力隊活動があり、協力隊、地域住民とともにまちづくりに参加していくような流れの仕組みもできてほしいなと私は考えているのですが、やはり協力隊活動においては、地域の人との関わりも大変重要になってくると思います。住民の方が協力隊活動を身近に感じる取組として、町民に向けた協力隊活動報告、このようなものを考えているのか伺いたいと思います。

大崎町長（再々答弁）

再々質問にお答えをさせていただきます。にぎわいを生み出すまちづくり活動でございまして、やはりいろんな行事に参画をしていただく、また、企画をして

いただくというようなことが大事じゃないかなと思います。今、町内でいろんなイベントなどが開催されております。また、農業者の若手団体なども随分力をつけられていると思います。そういった活動をしている団体との連携、それをうまく役場の中でその中に入り込んで、その方々と輪を広げていただくというようなことをしていきたいというように考えてございます。

そして活動報告会、これにつきましては町民が身近に町の課題でありますとか、隊員の活動内容だとかを知っていただく貴重な機会でございますので、これにつきましては年に1度開催をして、町民の理解を促進してまいりたいというように考えてございます。

①「非核・平和のまち宣言を生かした取組を」

熊木議員

町長に2問の質問を行います。まず1番目、非核・平和のまち宣言を生かした取組を。今年のノーベル平和賞に、日本原水爆被害者団体協議会が決まりました。地道な長い活動で、被爆の実相を世界に広げ、核兵器の非人道性を明らかにし、核兵器禁止条約へのうねりをつくり出してきた活動が認められたものです。世界で唯一の被爆国として、平和のメッセージを発信し続けてきた団体の受賞に称賛の声が広がっています。

平成23年3月、南幌町非核・平和のまち宣言は、町が提案し、議会の全会一致で採択されました。

庁舎正面に掲げられたパネルは町民の誇りになっていると感じます。町では、戦没者追悼式を毎年7月に執り行っていますが参列者も減少している現状にあります。全道の自治体の中には、戦争を体験した世代の方からお話を聞く会や、郷土資料館、図書館等での戦時中の生活用品の展示やコンサート、高校生の平和大使派遣事業を行うなどの取組がされています。来年は、戦後80年となることから、非核・平和のまち宣言を生かした取組として、全町民に向けた催しを開催する考えはないか伺います。

大崎町長

非核・平和のまち宣言を生かした取組についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、昨日「日本原水爆被害者団体協議会」がノーベル平和賞を受賞されたことは、意義深いことであると考えており、核兵器のない世界を実現するために長年のご努力に心から敬意を表するところであります。

非核・平和のまち宣言は、世界の恒久平和・核兵器の廃絶を願う町民の意思として、平成23年第1回議会定例会において決議いただいたものであり、これまで、庁舎壁面への看板の通年設置や各公共施設への宣言文の掲示などにより、平和の尊さと平和維持の重要性について意識啓発を行ってきたところです。

今後においては、町広報誌やホームページにおいて、非核・平和のまち宣言を掲載し、啓発活動を行ってまいりたいと考えますが、特に町民に向けた催しを開催する考えはありません。

熊木議員（再質問）

再質問いたします。先ほど町長が答弁で述べられたように、昨日ノーベル平和賞

の授与式がありました。それで、被団協の田中 熙巳さんの講演もありました。その中で、何か重要なことをたくさん話しているのが昨日ニュースでも流れて、今日も新聞にも報道されていました。私がそのニュースを見てすごく感銘を受けたのは、「想像してみてください。直ちに発射できる核弾頭が4, 000発もあるということ。広島や長崎で起こったことの数百倍、数千倍の被害が直ちに現出することがあるということです。」ということで、最後のほうは、若い世代の人方にこの運動をつないでいきたいというものでした。町長が先ほど述べられたように、その努力に敬意を表するということでは、私も一緒にそれを共有したいと思います。それで、今町長は特に町民に向けた催しを開催する考えはないということでしたけれども、前段で町広報紙やホームページにおいて、非核・平和のまち宣言を掲載することが述べられました。それはぜひやってほしいと思います。

それで何点か、町民に対して催しをしないということだったんですけれども、ちょっと近隣というか、全道で取り組まれている状況というのを少しお話ししたいと思います。戦没者追悼式、先ほども質問で述べましたけれども、遺族会の方々がどんどん減って、それは全国どこでも一緒だと思うんです。減っていて、またコロナの関係もあったので規模が縮小されて、今やっと今年から議員も参加できるようになりました。その追悼式の中で、亡くなられた方の名簿とかをいろいろ出されて、これだけの人が南幌町でも犠牲になられて、それは亡くなられた方だけではなくて、支えた家族とかも、本当に全町の中で被害とかは大きくあると思います。その実態をやはり何らかの形で全町民のものとする、ということの取組が必要ではないかなと思います。例えば近隣で、北広島市ですけれども、北広島は姉妹都市が東広島市ということで、子ども大使派遣事業とかを行っています。これは昭和61年から実施しているということで、児童生徒やその引率者で訪問団をつくってやっています。それと一緒に、戦争を体験した人とか原爆で犠牲になった方とかを呼んで、犠牲になった家族の方とかを呼んで、北広島市での語る会とか、報告会とかをやっているというのを聞きました。その授業は被爆体験伝承講話という授業で、小学校の5、6年生を対象に行っているということでした。これは教育委員会にも関わることで、何かこういうような取組ができないかなというふうに思います。また、大きなことができなくても、例えば折り鶴をみんなで折って、それを長崎や広島に送るという運動も、各市、旭川とか、あとは小さな町村でも取り組まれています。以前議会でも、もうかなり前になるんですけれども、本別町に視察に行ったことがあります。本別町は空襲を受けているということで、それを風化させてはならないということで、毎年町で図書館でいろいろ展示しながら、語り部を呼んだり、あとはコンサートを開いたりというようなことがされています。やはりこれは町民に啓蒙す

るということと、先ほどの被団協の田中さんが言われてるように、やはり若い世代、自分たちはもう年老いて亡くなっていくけれども、これを伝えていかなければならないというところから発しています。ですからそういうような取組を町でもできるのではないかなと私は考えるんですけれども、先ほど町長は特に考えていないということでしたけれども、例えばです。郷土資料館にはいろいろ古い町の歴史をつくってきたものが展示されています。その一角に、いろいろ季節展というか、8月になったらこういうものを展示するとか、入れ替えたりとかはしているんですけども、そういう時を利用して戦時中の暮らしを体験するとか、そこで数少なくなっている戦争体験者、それからその時子どもだった人が自分はその時にどういう生活で、どういうことを感じたかというようなことを、語り部になって伝えてもらう、それをみんなで聞くということとか、その場所で昔の遊びをしたり、折り鶴を折ったりということもできるのではないかなと思います。ですから、そういうような取組を何とか来年戦後80年ということで、今なおウクライナとかガザとか、いろんな所で戦争が起きていて、本当に平和が保たれない状況になっています。それを町として、何かそれを啓蒙していくというような活動をぜひ検討してほしいと思うんですけれども、どうでしょうか。広報誌に載せるということはもちろん大事ですし、前に一度質問して、公共施設に平和の宣言文がありますけれども、それをリニューアルしてもっと見やすいものにするとか、そういうようなことも一緒に取り組んではどうかと思うんですけれども、町長の見解を伺います。

大崎町長（再答弁）

熊木議員の再質問にお答えをいたします。非核・平和のまち宣言に関しまして、本町の今の取組の状況でございますけれども、議員御承知のとおり、23年に決議をしまして、それから役場庁舎に懸垂幕を掲げまして、2年前からは専用の通常看板にして、通年通して設置をしている状況でございます。従って看板も比較的新しいものでございます。また、町内の公共施設10か所に宣言文を掲載しているところでございます。それで、戦没者の追悼式のお話をいただきましたけども、令和2年から5年までは、コロナ禍のために出席者を制限させていただきました。コロナ禍前の令和元年の参列者は48名で、うち12名が遺族会の方々でございます。今年の参列者は44名で、うち遺族会が11名ということで、極端な減少数ではないのかなというように考えてございます。また、議員言われるように遺族会の高齢化も顕著でございます。追悼式につきましては、遺族会と公職者に対して御案内しておりますので、その出席率が高まりますよう、また形骸化しないように努めてまいりたいと考えてございます。それと、戦争を体験された方からの話を聞く会です

とか、講演会、語り部とかそういうことをおっしゃっているのかなと思います。町が実施するかは別としまして、否定する考えはございません。また、郷土資料室の戦時中の生活用品の展示ということでございますけれども、私はどのような展示品があるのか今実際に把握してございませんけれども、これにつきましても否定をする考えはございません。それと子どもの教育、平和教育のことをおっしゃっているのではないかと思いますけれども、現在小学校6年生の歴史、中学校2年生の歴史、中学校3年生は公民の授業の中で平和教育を学んでおります。また、今年の南幌小学校の学芸会、学習発表会といいますけれども、その中で小学6年生がはだしのゲンの劇を披露してくれまして、大変心に残ったところでございます。それで全町的な催しでございますけれども、毎年全国各地でいろんな形で、非核・平和に関する取組が行われております。また、その取組や形も様々でございます。昨日ノルウェーでノーベル平和賞を受賞されたということと、来年戦後80年を迎えるということで、今後その取組、新しい取組も、また今までの取組もさらに拡大されていくのかなと思います。私は、形は違いますが、町民の皆さんが非核・平和というものを心の中で刻んでいく、願っていただく、そのような意識の啓発が必要であるのかなと。大事であるのかなというように考えてございます。

熊木議員（再々質問）

ただいま町長が、いろいろ私も述べたことに対して、否定しないという答弁をいただきました。それであれば、何かできることから始めるということをや取り組んでほしいなと思います。小学校、中学校での公民とか、いろいろ歴史の授業の中で、子どもたちも平和ということとか、いろいろそういう学習はしています。せっかく町に平和宣言というものがありますので、やっぱりそれが生かされる、それを町民が、先ほど町長が胸に刻むと言いましたけれども、本当にそうだと思います。ですから、そういう形で改めて何ができるかということの模索、それをぜひ検討してほしいということは重ねて申し上げたいと思います。また、今遺族会の出席人数のことをお話されましたけれども、遺族会と今後の追悼式のあり方というものに対して、何か話されているのでしょうか。その中で例えば、あまり隣とか名前は出さない方がいいと思うんですけれども、ある町では遺族会と話し合って、何かそういう催しをしたり、展示をしたりということも取り組まれている所もあるというふうに聞いています。ですから、本当に様々な形でいろいろやっているという形の所が多く見られます。ですから平和教育の一環として、平和大使とかそういうのを小学校とか中学校とか募集して送る。今回もノーベル平和賞の時に高校生の平和大使が行って話をしたり、いろいろ活躍しています。そういう形で何か世界にも目を向け

ていく子どもたちを南幌でもつくるというか、そういうことにもつながっていくと思うので、ぜひその遺族会のことと、それから今後のあり方ということも含めて、もう一度何か検討できることがあるかどうか伺います。

大崎町長（再々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。追悼式のあり方でございますけれども、追悼式、過去は詩吟の会が参加されていまして。詩吟の会、華美にならないような形で参加していただきました。詩吟の会も高齢化で、会のほうが数年前に解散をしております。追悼式のあり方はいろいろあるかとも思いますけれども、イベント的な華やかさを求めるケースもあろうかとも思いますけれども、偲ぶ的な会であるのかなというふうに私は考えております。このことにつきましても、遺族会の方と機会をつくりまして、今後のあり方を検討してまいりたいと思いますけれども、会場の関係もあります。出席者の関係もあります。遺族会の方々の御意見を聞きながら、また進めてまいりたいなと思っています。それと、高校生の平和大使派遣事業でございます。これにつきましても否定する考えはございません。先ほど申し上げたように、小学校、中学校で平和教育を学んでいるというようなことで、そういう子どもたちの教育が進んでいくことを私は希望しております。まあ、現段階では、その高校生の派遣事業ということについては考えてございません。以上でございます。

②「学校給食費の助成について」

熊木議員

2問目に移ります。学校給食費の給食費の助成について。大崎町長が、第4回臨時会で2期目に向けた執行方針で述べられた町政運営について伺います。6つの柱を基本に進めていくと所信表明をされました。第1の柱で、子どもたちが生き生き輝く人づくりを掲げています。子どもを安心して産み育てられるよう、子育て環境を充実させますと述べられていることは大変喜ばしいことです。

11月29日の全員協議会で令和7年度の給食費の改定についての答申が報告されました。改定案では、小・中学校の給食費が諸物価の高騰により影響を受けるという内容でした。諸物価が高騰している中でやむを得ない答申とは思いますが、子育て世帯にとっては厳しい支出になると思います。以前にも私は給食費無償化について質問いたしましたが、全国的には無償化を実施する自治体が増加しています。本来、国が手当すべき給食費の助成を町独自でさらに取り組むという考えはあるのかどうか伺います。

大崎町長

学校給食費の助成についてのご質問にお答えします。

昨今、物価高騰が続く中、学校給食運営委員会による学校給食費の改定についての答申がありました。

子どもたちに安全安心で質の高い給食を継続して提供するためには適切な食材の確保が必要であり、給食費の引き上げはやむを得ないものと考えます。

本町の学校給食費については、食材の一部である米や麺、パンなどの主食分の費用や物価高騰による食材の費用を町が負担し、保護者の負担軽減を図ってきました。給食費の無償化については、国で行うことが望ましいと考えており、現在、国において、令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」に基づき、学校給食費の無償化に向けて、検討が進められています。

国の無償化が早期に実施されることを望むものでありますが、現状の保護者負担を考慮し、この度の私の公約において、子育て支援策の一つとして給食費の完全2分の1の助成を掲げており、その実施に向け取り組んでまいります。

熊木議員（再質問）

再質問を行います。町長と、学校給食費については国が制度としてやるべきだということでは一致はします。議会としても意見書も出しています。なかなか進ま

ないところから、各地ではやっぱり少子化対策として子育て支援をやっている所が増えていくということで、全国的に無償化が進んでいるということですね。それで、先ほど町長が完全2分の1の助成を掲げており、その実施に向けて取り組んでまいりますとお話しされました。それで、お聞きしますけれども、この完全2分の1と、それから給食費の改定、これはやる時期はいつからなのか、そこをはっきり明言してほしいと思います。それで、これまで主食分は町が負担し、保護者の軽減に努めてきました。また物価高騰分も引き上げしないで、食材の工夫とか町の負担で抑えてきたというのが実態で、今回の答申は私もこれだけ上がっているということで、いつまでもやっぱり町の負担ということは厳しいということは理解はします。だけれども、先ほど質問で述べたように、今、諸物価が食費だけでなく全て上がっている中で、高齢者を取り巻く状況も、また子どもたちを抱えている保護者の世帯を取り巻く状況も、本当に厳しいものがあると思います。それで改定案が先日全員協議会で示されましたけれども、その中では、小学校で年間9,200円、中学校で年間1万800円の負担増になるということでした。それは、やはり家庭にとって1人しかいない子どもの世帯、3人いる世帯というところで見ると、やはりかなり大きなウエイトを占めるものだと思います。本当に食べ盛りの子どもの抱えているところは、いろいろ安い食材を探したりということで努力もされていますけれども、なかなか安全安心とかを考えた時に、安いものばかりを食べさせていいのかとか、やっぱり本当に苦慮しながら生活しているのが実態だと思います。ですから、そういう中で今町長が完全2分の1の補助ということを打ち出されたので、それはそれですごくいいことだと思いますし、おそらく今答弁を聞いていないんですけれども、来年4月から実施ということになるのかなと思うんですけれども、そうすると、そこで今その半分の負担で済むということは、保護者にとっては大変助かることだと思います。なんですけれども、私はやっぱり段階的にでも無償化に向かっていく。国がすぐ来年、再来年度で完全無償化というふうにやってくれればいいんですけれども、なかなかそうならない時は、その状況を見据えながら、やはりその2分の1に留まるところでなくて、やはり段階的な負担軽減というのを目指していくべきではないかなと思うんですけれども、そこを1点伺いたいと思います。

また、南幌町は基幹産業が農業の町ということで、農家の方が本当に一生懸命米、麦、野菜をつくっています。Uターンしたりして来る、若い農業経営者も増えてきました。そういう中で、町の農業者を応援するという意味からも、今現在も南幌町では地場産の野菜を給食に取り入れるということはしているんですけれども、さらにそれを広めていく、農業者を応援するのと、子どもたちに安全安心な野菜、お米、それを100%提供していけるような施策について、伺います。

大崎町長（再答弁）

熊木議員の再質問にお答えをいたします。学校給食費、今までいろいろ議論をしてきました。また、一昨年も熊木議員から段階的な無償化という一般質問をいただいたところでございます。やはり学校給食費、保護者の経済負担がやはり地域格差があってはならないというように考えることから、やはり一律化する場合、無償化する場合は、国で実施をすべきということで前回も御答弁しましたし、その考えは現在も変わりません。そこで国では、昨年6月にこども未来戦略に基づきまして、給食費の無償化に係る実態調査が行われておりますけども、全国的に無償化を実施するとした場合、いろんな運営方法ですとか諸問題がありますけども、それらをクリアしたとしても、予算的には文部科学省の全体の1割に当たる約5,000億が必要だということで、その財源のあり方についていろいろ難航しているようでございます。従いまして、まだ協議はその段階でございますので、議員言われるように、まだやるとしても時間がかかるのかなというように私は認識をしております。それで、本町の学校給食費の助成の経過でございますけども、前回も申し上げましたけども、町の負担は平成23年から実施しておりますして、令和5年度からは物価高騰の影響分も町で負担をしております。それで、保護者の負担でございますけども、10数年前よりも保護者の負担は軽減がされておることも前回申し上げました。それで、今回の学校給食費の改定の答申でございますけども、教育委員会のほうに学校給食運営委員会より答申がされたもので、これにつきましては今後教育委員会のほうで判断をするものと思います。それで、その給食費の改定を踏まえてどうするかということで、私は今回公約で2分の1の助成を掲げているところでございます。それで、教育委員会に答申がありました給食費でございますけども、小学生313円、中学生373円でございます。それに対して、その食材費全体に対して2分の1の助成をしたいというように考えてございます。1食当たり小学生で75円、中学生で87円の保護者負担が軽減されます。年額では、小学生1万5,000円、中学生1万7,400円の軽減でございます。今、町のほうでできる対策ではないかなと考えてございます。なお、段階的に無償化をするべきでないかというお話でございまして、まずは2分の1の助成に向けて、これから来年度予算を含めて議会の皆様と議論をさせていただく必要があるのかなと考えてございます。従いまして、その先のことは今ここでは答弁はできません。

また、安全安心な学校給食ということで、ちょっとこの辺は答弁の用意をしておりますませんでしたけども、そのように努めてまいりたいと思います。

熊木議員（再々質問）

再々質問を行います。地場産の野菜のこと、突然出して申し訳ありませんけれども、あとで調べたらぜひ教えてください。

今答弁いただいて、実施の時期については来年4月からということはまだ決まっていらないということですか。そこだけ確認させてください。

それから、例えば生活が厳しい保護者に対する、町が何か支援策というのは考えているのかどうか、それを1点伺います。

あとは私は南幌町の未来を担う子どもたち、その子どもたちを応援する体制づくりというのは、町みんなで、全町で取り組んでいくべき課題だと思います。それには学校給食というのは、農家の方が一生懸命つくった野菜、お米を食べて元気に育っていく、それをいつも言っているんですけども、それを見守っていく町民があって、その子どもたちが社会に羽ばたいていった時に、また南幌町を見直してくるというような、そういう循環というものをぜひつくっていきたいなと思っています。その中の取組として、この学校給食の町の支援とかってというのはすごく大きなことだと思っていますので、それを先ほど段階的と言いましたけれども、まず今回始めるということから進めて、町長はいつも国の動向を注視してまいると言うんですけども、国の動向を注視しながらも、やはり先進的にできることがあれば、ぜひ先進的に取り組んでいってほしいと思います。その時期のことも含めて、ちょっと答弁をお願いいたします。

大崎町長（再々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。実施の時期につきましては、来年度予算に向けて、これから議会のほうと予算の協議をしてまいりたいと思っております。ということから、来年4月からの実施を目指しております。

なお、生活困窮者の方のお話であったかと思いますが、準要保護世帯措置というものが、国の措置がございます。本町では2割以上の方がその措置を受けまして、給食費は国のほうで全額措置をされている状況でございます。

それと、無償化に向けて、やはり国の動向を見つつも実施すべきでないかというお話でございますけれども、現在町が実施している子育て支援、学校給食の助成もその中の一つでございます。議員が御承知でございますけれども、子育て世代に対する住宅建築助成事業の最大200万円をはじめとしまして、児童生徒の医療費助成事業、これは実施当初590万でしたけれども、今回補正予算で後ほど提案させていただきますけれども、現在は2,100万、実質当初の3.5倍に膨らんでおります。また、子育て支援米の支給事業、先ほど一般行政報告をさせていただきましたけど

も、やはり米価の値上がり、そして対象者の増ということで、米の値段につきましては昨年度より80%ほど増加しております。事業費も2倍に跳ねております。そして高校生の通学費助成事業、これも実施当初は1人当たり年間6万6,000円でありましたけども、今は9万3,000円でございます。このように、全体的な子育て支援事業、ほかの子育て支援に関わらずですけども、このように事業費が増額しております。ほかにも保育所に関連する経費とかですけども、今回補正予算で提出しておりますけども、軒並み増額傾向でございます。そうしたこれらの事業をこれから継続・維持をしていくためには、やはりその辺の学校給食費についても慎重に判断をせざるを得ないということで、今回は私の公約にも掲げましたけれども、できる範囲ということで、それが2分の1の助成ということで考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

①「南幌町の防犯対策について」

高橋議員

南幌町の防犯対策について。２０２０年まで減少傾向にあった刑法犯の全国認知件数は、２０２１年から２０２３年にかけて再び増加し続けています。日本経済新聞に掲載された内容では、特に２０２３年の侵入窃盗件数は前年に比べて２０．９％増加しており、その一因としてコロナ禍の終息後に人の流れが戻ったことが考えられます。しかし、検挙率はこの２年間で逆に減少しており、これはアプリやSNSを通じた新たな形態の犯罪グループの増加が原因とみられています。

さらに、侵入窃盗は単なる窃盗に留まらず、凶悪な強盗に発展するおそれもあります。２０２２年から２０２３年にかけては全国で住宅などを狙った広域強盗事件が相次ぎました。闇バイトによる高齢者宅を狙った強盗事件もメディアで報じられ、高齢者の多い南幌町にとっては大きな不安要素となっています。

そのため、住民の防犯意識の向上が今後ますます重要になると考えられます。以上を踏まえ、南幌町として窃盗などの防犯対策に対する考えを伺います。

大崎町長

南幌町の防犯対策についてのご質問にお答えします。

本町における防犯対策については、行政区・町内会が設置している防犯灯の維持管理に対する助成や、公共施設等１１カ所に防犯カメラを設置しているほか、栗山警察署南幌駐在所及び栗山地区防犯協会が毎月発行する広報紙による情報提供、防災無線や町公式LINEによる事件発生に関する注意喚起などに取り組んでいます。

また、高齢者に対しては、各単位老人会における健康教育や介護予防事業の際に詐欺や不審者に対する情報を提供し、防犯意識の向上に努めています。

全国的に高齢者を狙った事件が多発していることから、今後におきましても、町民が凶悪犯罪の被害に遭わないよう、栗山警察署や関係機関と連携するとともに、町内の各種事業において啓発活動を行い、事件事故のない安全安心なまちづくりを進めてまいります。

高橋議員（再質問）

広報誌による情報提供、注意喚起いつもありがとうございます。そことはまた別の部分になると思うんですけど、他市町村や警察の動向を参考にしつつ、早期に取り組める内容を町として実施することが重要だと思ってます。しかし財源には限り

があるため、国や警察の施策とは別に、町として最大限できる防止策を講じることが求められると思ってます。具体的には、防犯対策への補助金を提案したいと思います。住民の防犯対策のきっかけになればよいと考えますので、高額な補助金を出す必要もないかもしれませんし、リフォーム助成金のように毎年限定的に行うものでも良いのかなあとも考えます。その補助金を出す対象の例としてなんですけど、個人宅の防犯カメラに対するもの。これは北海道でも一つ、二つぐらいしか多分自治体ではやってないと思うんですけど、これと、あとはセンサー付ドアカメラの設置ですとか、長期不在時にタイマーとかのアプリでオン、オフができる照明機器などとか、あと補助錠ですね。それとかあと防犯フィルムなど、犯人が進入困難になるＣＰ部品というのがあるんですけど、これの取付など。ほかにもまだまだあると思うんですけども、あくまで例ですね。また、補助金を出す以外のところで、これもほかの自治体でやっているんですけど、効果があるとされている防犯ステッカーの配布とかも、これも有効かなと思ったりもします。何かこう見られてますよって書いてあるステッカーですとか、防犯カメラ作動中みたいなことが書いたステッカーですとか、これはカメラ付インターホンとかも各家庭に付いている方も多いと思いますので、これも防犯対策の一つになりますので、多くの個人宅でも貼ることができると思います。これらの防犯対策を実施して、南幌町の犯罪抑止力の向上と、魅力向上を図るために、町として早期に何かできることはないか、もう一度再質問させていただきます。

大崎町長（再答弁）

高橋議員の再質問にお答えをいたします。防犯対策、いろいろあるかとも思います。全国ではいろんな例があって、先進的な事例もあるかとも思います。個人宅へのカメラの設置補助ですとか、またはセキュリティー会社への委託になるんですかね。いずれにしても、かなりの高額になると思います。そういう費用面などの課題があるのではないかなと思います。それにつきましては、先進事例も踏まえながらこれから検討をさせていただきますけれども、今できることとしましては、やはり町としては意識啓発、特にお年寄りへの見守りも含めて、そういう啓発が大事じゃないかなというように考えてございます。防犯ステッカーですとか、そのような事例もあろうかとも思います。それらについてはこれから先進事例を踏まえて検討してまいりたいなと考えています。

高橋議員

答弁のほうありがとうございます。そうですね。防犯対策件数率日本一を目指し

ますみたいな、そういう率があるのかちょっとわかりませんが、こういうようなこととかを南幌町の町のPRとして周知していくと、僕はですけど、犯罪抑止力とか町の魅力も向上して、安心安全なまちづくりというものにつながると思って今回質問しました。そのためには何かしらの施策があると良いと考え、提案させていただきました。再々質問はございません。これで終わりたいと思います。

①「子どもの読書推進について」

佐藤議員

本日は教育長に1問質問させていただきます。よろしくお願いいたします。子どもの読書推進について。第2期南幌町子どもの読書活動推進計画では、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものと示されています。

特に、幼少期からの絵本など、読書活動は言葉を学ぶためだけではなく、読解力、想像力、思考力、表現力、感受性などを養い生きる力を身につけるために家庭での役割は重要と考えられており、家庭での子どもへの読み聞かせは、大好きな人と肌を寄せ合い人の声で読んでもらうという行動で、自分は大切にされているという安心感と自己肯定感につながるといわれています。また、情報メディアの発達と普及により子どもたちの活字離れが進み、読書に親しむ機会が減少しているといわれています。しかし、社会のニーズとともに、SNSの情報やデジタルを利用した生活に疲れやストレスを抱えている児童生徒も少なくありません。そのような時こそ本を通して子どもたちに心を養える環境が必要です。また、学校図書の役割には、子どもたちの居場所の提供や、生き生きとした学校生活を送り、自由な読書活動として重要な機能があると考えます。そこで教育長に以下の4点について伺います。

1、本町では幼児期からのブックスタートや朝の読書運動、幼稚園、保育園への出張読み聞かせを行い、新入学児童には本を贈るなどの取組を行っていますが、その効果と今後の幼少期における読書活動をどのように進めていくのか伺います。

2、家庭での読書環境の充実を図るため、家庭で読まなくなった絵本を回収し、必要な家庭へ提供するなどの考えは。

3、デジタル図書の普及など読書環境が多様化する中、子どもたちが自発的に読書し、自己肯定感や充実感、満足感を得られるように、デジタル図書とのバランスも含め、どのように取り組んでいくのか伺います。

4、学校図書において、児童生徒の読書への関心を引き出す読書活動をどのように推進していくのか伺います。

西田教育長

子どもの読書推進についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、これまでの取組から、ぽろろ図書室の親子連れでの利用者の増加や、子どもたちの読書活動の推進に大きな役割を担っていただい

る「読み聞かせサークル」と連携した様々な事業への参加者が増加傾向にあるなど、保護者の読書活動に対する理解が深まっていると感じています。引き続き、主体的、意欲的に読書習慣を身に付けることができるよう取り組んでまいります。

2点目のご質問については、ご家庭で不要になった本の活用については、リサイクルブックフェアがその役割を担っていることから、絵本を含めた利用を周知してまいります。また、今年度から、リサイクルブックフェアで活用されなかった本や除籍図書の一部を、いつでも自由に持ち帰りができるよう「リサイクルブックコーナー」を開設し、本の再利用環境の拡充に努めています。

3点目のご質問については、デジタル図書は、いつでもどこでも利用できる反面、端末や通信環境の整備が必要であります。新しい読書の形、選択肢の一つとして、デジタル図書の普及状況や他の公共図書館の活用なども含め、導入の検討を進めてまいります。

4点目のご質問については、学校図書室では、図書委員が中心にポスターを制作し本の紹介を行うなどの活動を行っており、本の楽しさを伝え、児童と児童が関りを深めることで読書活動が進むものと考えます。さらに、ぽろろ図書室から小学校の各学年のフロアへの配架により、低学年の利用が増えていることから、来年度より学校図書室への配架について検討してまいります。

佐藤議員（再質問）

再質問させていただきます。まず1点目ですけれども、保護者の方たちの理解が深まっているというお話でございました。本当にいろんな形で、皆さんボランティアとかいろんな形でやっているんですけれども、やっていてどうなのかなっていう、そういう自分たちがやって本当に子どもたちの役に立っているんだろうかという、そういうお声もありまして、理解が深まっているという話なので、大変安心いたしました。その中でですね、今現在小学校の入学時に、教育長から手渡しで本を贈呈されております。父兄からはですね、子どもの成長を見守る本当に優しい町だという、そういう声も聞いております。今後はですね、中学生の入学時にも導入してはいかがでしょうか。特にこの多感な時期に良い本との出会いが中学生生活に影響を与える可能性を秘めていると思いますので、伺います。

2点目です。リサイクルブック、また、最近できた古本ですね、再利用。私も1回見たんですけども、ぽろろの通路に本棚がありまして、そこに皆さんが読み終えた本、また、図書室で使わなくなった本を展示しておりまして、自由に持ってってくださいという、そういう取組だったんです。私もすごい良い取組だなという思いで見えていたんですけども、実際にぽろろに来なければわからないわけです

ね。そういう良い取組をぜひやっていますよということを、ぜひ告知してほしいなということと、それとリサイクルブックはもう何年もやっています、私も何回も参加させていただいています。その中で、多くの方がいらっしゃるんですけども、絵本を欲しいと思って来た方が、いつも少ない、もうなくなっているということも聞きまして、そういう部分もありましてね、やっぱり幼児期から絵本を家庭でたくさん読むということが重要だということを言われているんですけども、絵本は1冊大体1,000円から2,000円ぐらいするんですね。やっぱり高価なんですよ。それで年齢が上がるとすぐ読まなくなってしまうということもありますし、また、それを図書室で借りるにしても、年齢が低いと破いたり汚したりするので、その頃の親御さんたちはやっぱり借りようかな、どうしようかなと悩まれる方も多いと思うんですね。そういうことから、ぽろろに回収ボックスを常設してですね、多くの子どもに提供できるのではないかなっていう。まあ回収ボックスを置いていて、もう自分の家で使わないですよって、もう読み終えたから、どなたかに読んでいただきたいという方に、その回収ボックスに入れていただければいいわけですので、そんなに手間はかからないと思いますのでね、そのところも検討していただけるのか、再度お聞きいたします。

3番に関しては、導入を検討していただけたというお話でしたので、こちらは理解させていただきました。

それと4点目なんですけれども、来年度より学校図書室への配架について検討していただくということで、大変嬉しく思っております。それで、今学校図書というのは本当に見直されてきている。まあ今の子どもたちはデジタル化社会の中で、本当に家にいても学校にいても、デジタル化が子どもたちの身近にあるという中でね、やっぱり学校図書というのは一つの居場所という考え方で、すごく最近考え直されているということが新聞にも載っております。それで、読みたくなる環境づくりや工夫が必要だと思うんです。そのために、本来学校司書というのは本当に重要なんですけども、今資格を持つ教員が大変少なく、全国的にも定着していないという、そういう現状だそうです。本町においても、従来の教員業務と併用しながら一生懸命図書室業務に携わっていただいております。その中で、今後はもっとですね、学校図書が充実できるよう、連携大学とか外部機関からアドバイスをいただくなど、図書担当の教員が働きやすい環境を考えることが、やっぱり学校図書の環境づくりにも役立つのではないかなと思いますので、その点もお伺いいたします。3点よろしくお伺いいたします。

西田教育長（再答弁）

佐藤議員の再質問にお答えいたします。まず1点目、ブックスタートプラス、その中学校版というのでしょうか。そのように拡大してはという御質問だったかと思えます。まず、これまで教育委員会は、幼児期に絵本の読み聞かせを通して親子のふれあいを高めるブックスタート、それから小学校入学時に子ども自身が読書に親しむきっかけづくりとしてのブックスタートプラス、これに取り組んでいるところです。それで、中学校の入学にあわせてさらに読書に、より自分自身の価値観の拡大だとか、考える力の進化につなげていきたいというこの思いは、私も佐藤議員と同じ思いです。共通の思いであります。中学生という多感な成長時期を考えると、これまで親しんできた本以外にも様々な本に出会って、新しい自分を発見してほしいという願い、これは私も持っているところです。そういうことから、1人1冊というよりは、図書室、これを充実させた中で様々な本に出会ってほしいという思いがあります。ただし、その思いが届かないというようなところも懸念されるところがありますので、これを読んでほしいというメッセージ、その要素を取り入れた配架や特設コーナー、このようなものも取り入れて進めていきたいなと思っております。

それから2つ目、リサイクルブックコーナーの周知と、それから絵本の設置の部分でございますけれども、現在のところ、リサイクルブックコーナー、この周知を充実させるということで行って、その中で大人も子どもも同じリサイクルの立場で行っていくということを考え、まず周知のほうを充実させたいというふうに考えております。

3つ目、学校の図書室の充実ということでございます。先ほどの中学校版のブックスタートプラスとまた重なるところもございますが、小学校だけではなく、小学校と中学校の図書室、それからぼろろ図書室の連携、これを密にすることによって一体的に管理を行う、そのような図書室運営を充実させる取組を現在計画中でございます。このことを進めて、教員の負担の軽減、それから何よりも子どもの図書の充実、そちらのほうに取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤議員（再々質問）

再々質問させていただきます。1点目の、中学の入学時にというお話の中で、今、教育長のほうからそのような御答弁をいただきました。十分に、ブックスタート、またブックスタートプラスとかで、いろんな形でこの町で取り組んでいただけているのは大変評価しております。その中で、やはり最近中学校でもそういう活動をし出したという、そういう所が何か所か増えてまいりました。そういう部分で、今

教育長がおっしゃられたように、いろんな形を通してやってみるということで、その先に中学生の子どもへの本の贈呈ということを、ぜひ将来的に考えてやっていただけたらなと思います。これは要望ですので答弁はいりません。

それで最後なんですけども、2番、3番に関しては理解させていただきました。

4点目、学校図書なんですけれども、学校図書というのはやっぱり家庭と同様に今後南幌町の子どもたちの成長において重要な役目を担っていると私は感じています。やっぱり子どもたちはデジタル化社会の中で、南幌町の子どもたちは本当に本を通して豊かな心を持ち続けて成長してほしいなあと、そういう思いで私は今回一般質問させていただきました。先ほど教育長もお話しされておりましたが、ぼろろの図書室と学校図書が連携してというお話もありましたけれども、今後進められる小中一貫校の中で、読書推進をどのように連携して、どのような思いで教育長は進めていかれるのか、その部分がありましたら伺いたいと思います。

西田教育長（再々答弁）

佐藤議員の再々質問にお答えします。このような様々な情報が飛び交うこういう時代であるからこそ、論理的思考力を支える読解力、これが必要であり、これを小学校、中学校一体となっていて進めていくことが大事だと考えております。そのために、やはり図書室の充実、これは大事なものであると。知っている単語だけに注目してわかったつもりにならないように。それからSNS上流されている言葉を考えもなく、受け入れるだけにならないように、時間をかけてじっくり文章と向き合う精読、それから心読による読解力の向上がその一助になると考えております。その中で、現在ぼろろのほうにも子どもたちがたくさん借りに来ているところでございます。ですが、小学校、中学校それぞれで生活している中で、やはりぼろろにある本を読みたいという、そういうような希望も聞こえてきていることですから、ぼろろの図書室にある本を小学校、中学校に、そこに配架して、子どもたちがより読書に携わる時間を増やしていければというふうに考えております。特に小学校、中学校本当に大事な時期です。ここは子どもたちの読みたい本のリクエストも取りながら、充実させたいと考えておりますので、今後このように進めてまいります。

①「自衛隊での職員研修は中止を」

湯本議員

町長に2点ご質問させていただきます。まず最初に、本町で行われております自衛隊での職員研修、これの中止を求めるものであります。現在、町は職員研修として自衛隊での「生活体験」を実施しています。自衛隊は、災害時には被災地での救助活動など、なくてはならない存在です。しかし、自衛隊は本来の任務として災害地救助活動を目的とした組織ではありません。自衛隊は長沼ナイキ訴訟における憲法違反との判決は今も生きており、国民の中でも様々な議論がある中で、各自治体における対応も様々です。

私は、現状において自衛隊は憲法に違反するとの思いから、自衛隊での職員研修の中止を求めるとともに、自衛隊を職員の研修先とする目的について町長の考えをお伺いいたします。

大崎町長

自衛隊での職員研修は中止をのご質問にお答えいたします。

ご質問の自衛隊を研修先とする目的については、規律や組織行動を重んじる自衛隊での生活体験研修に参加することにより、自己規律の意識向上とその重要性を再認識するとともに、組織で仕事を行う際に必要な連帯意識の向上を図ることを目的として、令和元年度より実施しています。

本年度は、恵庭市・由仁町の職員と合同で、本町からは5名が参加し、職員からも有意義な研修であったとの報告を受けており、研修の成果があったと考えることから、中止する考えはありません。

湯本議員（再質問）

今の回答でですね、少し疑念を生じるわけです。職員とは何なのかなというふうに思うんです。私は町内会の役員もしております、日頃町の職員の皆さんには本当にお世話になって、今町内会での活動維持もですね、本当に職員の方なしには動かないというような状況に立っています。本町における職員と町民とのこの関係といますかね、これをより一層密にしていって、職員の方々が町民の日常生活、それから悩み、苦しみ、それを敏感に受け取っていただいて、職場の中で自由に発信する。どういう案がいいか、どういう施策がいいか、職場の中で議論していただく。そして、それに働きがいや喜びを感じていただく。こういう、まあ理想かもしれませんが、私は職員と町民との間の関係をですね、見ているわけです。自

衛隊は私も実は10代の頃に1週間ぐらい、この研修だったかどうかわかりませんが、体験をしたことがございます。あの、自衛隊と公務員、自治体労働者の皆さんとの目的というか性格は、真逆なんです。御存じのように、自衛隊は憲法違反かどうかというのはですね、ここで長くなりますから簡単に、長沼訴訟で違憲ということが出されて以降、最高裁をはじめ、自衛隊に対する判決は避けられております。従って、裁判所の中での判決というのは、1審判決ではありますが、長沼ナイキ訴訟における札幌地裁での自衛隊は違憲というのが、通説として生きているわけですね。あとはもう避けてるわけですから。従って、今、国のほうでは自衛隊の違憲状態をどう解消するかということで、自民党は憲法改正、9条の中に自衛隊をちゃんと書き込もうと。こういうことなんです。だから与党も含めて、憲法違反の状態にあるということは、もうわかっているわけです。従って、職員がですね、就職の際にする宣誓、御存じのように、日本国憲法を守り、そして住民の福祉に貢献するというのを、皆さんは宣誓するわけです。そこに本質があるわけです。だから、顔も目もしっかりと住民の側に向けていただいて、住民の様々な要求や苦しみを感じ取っていただいて、それを市政に反映していく。それが望まれているというふうに思うんです。で、自衛隊でのですね、組織の規律を重んじ、体験生活を通じて自己規律の意識の向上。連帯感というんですけど、これ全部内向きで職場内のことになっちゃいますよね。なぜそうなるかというと、自衛隊の目的は個々人の人間が、兵隊がですね、兵隊と言ったら怒られますけど、自衛官が判断する能力を持ってはいけないという教育を受けます。上官の命令には下が疑問を持たず、目の前に敵がいたら殲滅する。殲滅というのは殺すことです。それを目的として、日常訓練をし、日常そういう生活をしていく。それが自衛隊なんです。批判はしません。国を守るために必要な組織だし、そこで躊躇しながら闘う兵隊がいたら、私だって心配になっちゃうわけですから。だから自衛隊がやる役割と、そういう地方組織で住民の福祉の向上のために働く皆さん方とは、真逆なんです。性格が。これをやっていくためには、職場の中でどれだけ職員の皆さん方が自由にものを話し、町民から受け止めたそういう問題や悩みについて自由に立案、発案しながら議論して、上司の顔を伺ったり上からの命令に従うんじゃなくて、町民のそういった日常の苦しみや要求を汲み上げていく。そういう仕事のやりがい、生きがいを持っていただきたいというふうに思っているんです。ぜひそういう職場をつくっていただきたいというふうに思うんですね。ですから、自衛隊が受ける研修の中ではですね、そういった良い面がどんどんどんどん潰されていっちゃうんじゃないかなというふうには私は思うんです。

で、町のほうから出していただいたですね、昨年度の陸上自衛隊北恵庭駐屯地内に

おける生活体験、これをいただきました。最後の報告書の中では有意義なものであったということで、いろいろ書いてありますけども、訓練の中身を詳細に日程表でいただいております。これ見ました。すごく心配になりました。これは7月の4日から7月の6日、3日間、時間にして、睡眠時間を除いて研修の時間は40時間です。そのうち、住民に役に立つ救助活動ですかね。それに直接的に影響のある訓練の科目は、3時間40分。何か言いますとね、レンジャーでの保有によるロープ訓練、ロープ、重いものを移動したりする時のロープの縛り方、野外衛生で、衛生陸曹が教官としての実施で、心肺蘇生や救急法の術科、こういうものを学んだというのが、合計で3時間40分です。あとは何をやっているかというのですね、資料館、それから装備品の展示。装備品は何を見ているか。Amb、AED、EV、MBRSなどなど並んでおりますが、これは自衛隊法で言いますとね、一部言いますけども、EVというのは電気自動車ではありません。ドップラーレーダーといって、あらゆる物体の速度、距離、要するに、戦車の球がどのスピードでどこに着弾したかということ図るレーダーですね。そういうものであります。それからRCVというのは、これも車ではありません。偵察用警戒車、それから高低作業車などなど、いわば武器であります。そういう機構になります。それから、資料館でもそういったものを展示を見る。それから、大事なのは防衛法教育というのが2時間にわたってあるんですよ。副連帯長による防衛法教育。防衛法とは何か。安保法制をはじめとする十何本のですね、今、法案がその中に示されておりますけれども、防衛白書の中ではこう書かれています。この防衛法が成立することによって、アメリカ軍の後方支援ができるようになったと。これで、自衛隊はですね、要するにアメリカとの共同演習、それから事があれば、一緒に戦場にその行くことができるというような記述も、防衛白書の中にも出されております。そういう教育が、自治体職員の中に必要ですかと。背囊背負って10キロ行進、いろんなのが出ていますけども、そしてあれですよ。この研修期間中においてはですね、迷彩服を着用。そして戦車にも乗って、戦車の性能を確かめたのか、当初、戦車の構造機能の説明。そういったことをこの駐屯地の中でやっている。ほとんどは、自衛隊装備の点検や自衛隊員が何をやっているかと、自衛隊の宣伝みたいなものですね。ですから、当時もうやっていませんけれども、大阪の市長を務めていた時のテレビなどによく出てる橋本徹氏なんかはですね、市長時代に、この研修はふさわしくないと。自衛隊を宣伝するだけだということで、大阪市では中止をしています。管内でもどれだけの所で実施されているのかということで、調べてみました。先ほど答弁があったとおり、南幌と由仁町だけです。これに恵庭が入って1市2町でやるという状況になっています。全国でも、実施している所でもですね、迷彩服の着用はだめ、軍事装備品に対する

教育、それには触れないという形で自衛隊の演習は許可、許可といいますか、やっている所もあると。いわばこういう形で、どこが提案したのか、自衛隊のほうから来たのかわかりませんが、丸々こうした研修をですね、受け入れてやっているのは珍しいと思います。それは憲法に対して、自治体の職員が先ほど言いました宣誓に対して触れるおそれがあるから、少なくとも迷彩服と軍備の所にはやらないというのが、そこそこの自治体ですね、首長さんの判断できているわけです。南幌ではこうした形が出されていると。憲法に多少違反してるんじゃないかということが一つの問題です。

それから、そうした体験を通じて、決して町民の側に立った町民の福祉の向上、これに貢献する、やりがいのある公務員といいますかね、役場職員という意識がつくられていくのかということところにも、私は大いに疑問を持つわけです。せっかく今、町の町民と職員との間では様々な協力関係ができていますし、私はこれがもっともっと進んでいただきたいというふうに思うわけです。しかし近年、いろんな町民の方からも声が聞こえてきます。役場に行っても顔は見るけど挨拶してくれない。誰が来たのか、何の用事で来たのかってじっと見られる。顔も上げない。挨拶もしてくれない。そういう声も度々聞くんです。一生懸命やってもらってます。私は体験してます。一緒に花を植えたりね、掃除したり。でもやっぱりそういった町民の声にも耳を傾けながら、町長はどういう町政を町民との間でつくろうとしているのか。何らかの事業をやるというハード面ではなくて、そういったこの職員と町民とのソフトの面ですね、ぜひお伺いをしたいというふうに思うんです。そのためには、まずこの事業について、私は中止すべきだというふうに思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

大崎町長（再答弁）

湯本議員の再質問にお答えをいたします。まず、職員と町民の関係ということで、いろいろ御意見をいただきましたけども、私は町民のいろいろなものを職員が感じ取ってもらって、そしてそれをどうしていくのか、対応していくのかというようなことを、職員にも話しているつもりでございますし、また、そのきっかけとして、いろんなイベント、行事にも参加をして、町民とのコミュニケーションを深めてもらうというような組織づくりをしているつもりでございます。さらに、日頃の業務を町民に落としやすくするために、地域担当職員制度というものを設けまして、町民側からの意見などをもらって、そういう説明をしているところでございます。これが進んでいるかどうかについては、議員のお考えもあるのかなと思います。また、職場で自由に職員が発言するという一方で、閉塞的に思われているのかもしれないけども、職員にはいろいろなセミナーに参加をしてもらっています。また、職員

研修もいろんな形の職員研修がございます。その中で、例えば若手職員が政策提言をすると。私に対して政策提言をすると。それを私が幹部職員と協議をしながら、それを政策に反映していくというようなことで、闊達な意見を求めています。これも、その進捗についてどうかと言われると、また議員の思うところもあるのかもしれない。それと職員が挨拶をしないということで、議員から指摘がありました。私もいろんな機会がある度に、私が職員に対して挨拶する度に、来庁者への挨拶、これは町の職員としての基本であるということを毎回申し上げております。その中で実行されていないということでございますので、これについてはまた職員に対して、そういう意見があったということは申し伝えたいと思います。

それで自衛隊に関してでございますけれども、違憲か合憲かということでございますけれども、これについてはそれぞれのお考えがあるのではないかと思います。それが今までの経過ではないかなと思います。それで、ここで私の考えは申し上げることもないのかなと思っております。

それと、自衛隊を研修先とする目的でございますけれども、やはり自衛隊は規律や組織活動を重んじるということで、例えば大規模災害時における現場の対応ですとか、そういうことが最も豊富な組織であるということから、研修先の一つとして選定をしているところでございます。また、本年度、近隣の由仁町、それと恵庭市と合同で開催をいたしましたけれども、このように20数名でありましたけれども、受け入れ体制が整っているということも、その理由の一つでございます。当然実績も豊富でございます。その研修の中に、やはり自衛隊を宣伝するような意図があるんじゃないかとか、または、迷彩服の着用ですとかということを言われましたけれども、やはり自衛隊での研修ですから、その中に入っている研修ということになります。それをわかっていて職員研修として選定をしているところでございます。研修の効果としましては、例えば職員の使命として、災害時には町民の先頭に立つこと、現場の状況を的確に把握すること、そして、やはり連帯意識を持つことが重要でございます。自衛隊での研修参加によりまして、職員の意識がそういうことで培われていると思いますし、参加した職員の報告を見ましても、そういうような意識が持たれているものと思います。町といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、そういったことを目的として、自衛隊への研修に参加をしております、それ以外の意図とか内容は含んでおりません。従いまして、自衛隊への研修を中止する考えはございません。

湯本議員

今回答をいただきました。いや、わかりました。町長の考え方は。これはそれをどう評価するかというのは、町民の側の皆さんに委ねたいというふうに思います。いずれにしても、私たちはやっぱりこの小さな町の魅力、それはですね、やっぱり町民と行政、職員の皆さんとの距離が非常に近く、悩みも話しやすいし、そういった身近な存在であってほしいというふうに思っているわけです。そして、その

ことにいろいろ苦勞はあるし、私たちもわがままですからね、御苦勞はあると思いますけど。私たちがいろんなことを言いますから、それはあると思うんですけど、それを耳に止めて、しっかりとですね、行政の中で反映をしていただきたい。それに働きのいややりの見つけていただける。そういうぜひですね、職場環境をつくっていただきたいということを願ってですね、この質問については終わらせていただきたいというふうに思います。

②「南幌温泉周辺におけるキャンプ場等の整備事業の中止について」

湯本議員

続いてですね、2問目。南幌温泉周辺におけるキャンプ場等の整備事業の中止について、御質問したいというふうに思います。現在、町民の生活は、異常な物価上昇が暮らしを直撃しており、日々の暮らしもままならない状態です。

町政に求めることは学校給食費の軽減であり、あいる一との利用料金の軽減であり、介護保険や国民健康保険料の負担の軽減です。今求められるのは町民の暮らしに直接届く行政サービスであり、町民の所得が物価上昇を下回る現状では南幌温泉周辺におけるキャンプ場等の整備事業は町民の利益となるとは考えられず、中止を求めるものです。

町長の考えを伺います。

大崎町長

南幌温泉周辺におけるキャンプ場等の整備事業の中止についてのご質問にお答えします。

南幌温泉周辺の整備につきましては、「第6期南幌町総合計画後期基本計画」や「都市計画マスタープラン」に登載し、南幌温泉と一体となった周辺整備について検討を行ってきたところでございます。

また、令和3年第4回議会定例会、令和4年第4回定例会での2回にわたる一般質問において、「温泉周辺の環境整備について、公園用地を活用したキャンプ場の整備を検討する」と答弁しています。その後、令和4年から令和6年にかけて、議会全員協議会において説明し協議を行い、さらに、議会産業常任委員会においても検討いただき、令和6年2月の全員協議会において政策合意に至り、それを踏まえ、令和6年度一般会計予算にキャンプ場整備実施設計予算を計上し、全会一致で可決をいただきました。

また、実施設計の中間報告として、本年度2回にわたり整備内容を全員協議会において説明し、ご意見をいただきながら進めており、整備に向けた議会のご理解はいただいているものと考えております。

また、議員ご指摘の町民の暮らしに直接届く行政サービスについては、「あったか灯油支給事業」をはじめ、現在、国会で審議されている経済対策における、低所得者に対する給付金事業のほか、国の交付金を活用した町民への物価高騰対策の実施を予定しています。

さらに、国において、物価高による生活者を支援するため、1月から3月に電気・

ガス・燃料に対する補助金が交付され、価格高騰の抑制が図られます。

キャンプ場整備により、交流人口の拡大や知名度向上が図られ、南幌温泉との相乗効果により町民への利益が期待されます。

このことから、南幌温泉周辺における、キャンプ場等の整備を中止する考えはありません。

湯本議員（再質問）

この事業は、長年にわたって進められてきたと。そしてこの事業によって、町民の利益が得られるという回答がございました。近年、特に今年の春闘の時には、国をあげてのですね、労働者の賃上げ、春闘での高額回答が期待をされ、経済の不況から脱却が、いわば国民も少しは希望を抱いた時期ではあったと思うんです。しかし、実際には思ったほど賃金が上がらないばかりかですね、物価上昇率を下回り、物価はどんどんどんどん上がって、年に2回もね、同じものが値上げをされると。うちの孫の好きなポッキーもですね、9月に上がったと思ったら年明け以降にまた値上げをするというような状況で、特に生活に一番密着してる食料品、米なんかは47%以上の上昇率というのが出ています。そういった形で、一番、一番身近なところ、国が今事業を打ち切ったらガソリンも値上げしますね。それから健康保険料なんかも、もうありとあらゆるものが今値上げをしていく。南幌においても、先ほど前議員の質問の中にもありましたけれども、学校給食費だってその総額の2分の1は町で負担するにしても、それぞれの世帯での負担額が増えてくるわけですよ。増えないですか。ごめんなさい。で、バス代やなんかのやつも今、値上げのやつが出てきている。あらゆるものがいわゆる出てくる。その中で、町がですね、先ほど言ったように、子育て支援や何かに力を入れて、本当にほかの町村からみたらよくやっているといいますか、努力してるということは、私も認めます。本当によくできてるなと思っているんです。でも、やっぱりこの事業はですね、町民の側から見て問題があるというふうに思っているんです。一つは、議会と町との間では長年にわたって進んできたかもしれませんが、私の知るところ、感じたところですね、町民の方の認知度はそんなに高くありません。え、こんなのつくるの。知ってたけどやるの。という感じです。何でやるの、今頃。こういう声もたくさん聞きます。やっぱり町がやる事業として、どれだけ住民にその説明をしてですね、合意を得るかということは、やっぱり政策を進めていく上での一つの大きな判断材料だというふうに思うことから、これが私は一つは不足をしているというふうに思います。長年にわたってというのもありましたけれども、議員の側にこれの予算額がまず金額として示されたのは、前回ですね、4億円の事業費ということが示されました。

それからが本番だというふうに私は思っているんですが、そこでお聞きしたいんです。町民の利益に還元されるというのであればですね、この事業が町民にどういう形でいくら還元するんでしょうか。普通の企業であれば、事業をする時に、対費用効果、投資したお金に対して利益率でいくらか。これははっきりしているわけですよ。だから、利益利益って言っても、目に見えるものなのか見えないものなのかというのがあります。管理経費はいくら見込んでいて、収入はどれだけ見込んでいて、自主的に町民の利益になるという根拠をまずお示してください。

大崎町長（再答弁）

湯本議員の再質問にお答えをいたします。まず、町民の認知度が不足してるんじゃないかということで、御意見でございますけども、これはやはり実施設計をしながら、議会の皆さんと議論をしながら、それである程度形にしながら、町民にお示しすることが大事じゃないかなと思います。それで、形がなかなか見えない中で、町民周知するということになると、また、いろいろなことが町民の不安も招くことになりますので、実施設計を進めながら、町民に周知をするという考えでございます。

それと今、町民の負担、いろいろ言われました。学校給食費につきましては先ほど申し上げたとおり、町のできる子育て支援、たくさん事業費が膨らんでいる中で、今できる対策として2分の1の助成に向けて、来年度その協議を議会にお願いをしたいということを私は申し上げているわけでございます。それと、あいる一とですとかというお話もございましたけれども、その値下げ。今、路線バスを維持するのが大変でございます。値上げがされても値下げがされている事実はないかなと思います。もう各事業者、必死の状況でございます。それで、現行料金につきましても以前も申し上げましたように、アンケート調査をみながらやっておりますので、現段階では8割方の理解をいただいているものと思っております。それと、国の対策でございますけども、議員御承知だと思いますけども、低所得者対策、非課税世帯1世帯当たりに対して3万円。さらに18歳未満の子どもに対しては1人2万円の加算をするということで、これらにつきましては第1回目の支給を12月30日に予定してございます。また、先ほど申し上げました燃油対策、これらについても国のほうで実施をしていくということでございます。

それで、温泉周辺の整備による効果でございますけども、いくら効果があるんだということで、はれっぱを整備いたしましたけども、はれっぱについても同様なことを言われてございます。まあ、経済効果、はれっぱの収入、収支はわかりますけども、そのお客さんが町に落としていったであろう金額については、なかなか試算

のしょうがございません。しかしながら、このはれっぱの整備によりまして、これだけの知名度向上につながったと。町の活性化につながったということを考えれば、かなりの効果があったのではないかなと思います。また、加えて今日も新聞に出ておりましたけども、青年団体協議会が施設にイルミネーションを設置していただいたと。また、秋にはハロウィンを設置していただいたと。そういうコミュニティというのは非常にお金では買えないものでございます。そういう町民への効果が非常に私は高いと思っております。南幌温泉の周辺整備につきましても、南幌温泉の大規模改修が控えておりましたから、議会の皆様とはその大規模改修とあわせて、今までその協議を進めてまいりました。やはり温泉だけでなく、その周辺整備が必要でないかというような御意見がございました。そして、これより道の駅にしたほうがいいんじゃないかという御意見もありました。しかし、今できうる事業、それとやはり私ども、過疎債のない町でございますので、そういうことを踏まえながら、なるだけ財政負担が生じないような、財源充当が高い事業を目指す必要があるのではないかと。ということで、今まで協議をさせていただきました。私としましては、そういう経済対策が行われていること、これは国・道・町でして、経済対策が行われていること。そして施設の整備に関する効果や目的、計画に変更がないことから、また、それらの状況変化が私としてはないということから、事業の中止をする考えはございません。

湯本議員（再々質問）

いろいろお答えいただいたんですけど、傍聴者の方も御存じかなと。今聞いてておわかりだと思うんですが、質問に答えてないんですよ、質問に。この事業によって、町民の利益をはっきり言うと数字で表していないと。管理費がいくらかかって、収益がいくら上がるのか。そしてどのぐらいの利用者を見込んでいるのか。そういうことは当然計画の段階でやるわけですよ。そのとおりに行くか行かないかは別として、計画段階では必要ですよ。それが利益というんですよ。もう南幌の町名を他町村に広める、それはもうはれっぱが果たしてるじゃないですか。町民が今困ってるのは、本当に切実なんですよ。数字で言いますとね、このちょっと直近の道新にも出てましたけども、中小企業の倒産が今年は11年ぶりに1万件を超えるだろうというふうにいわれています。物価もまだどんどんどんどん上がっていく。国の貧困率は、アメリカやなんかを抜いて今日本がトップになっちゃう。国民全体の15.4%だったかな。これが貧困層といわれる。貧困層の収入というのはその国によって違うんだけど、どれだけかということと平均賃金の半分、日本では127万円以下。127万円以下で生活している世帯が、日本では15.何%もいるんです。具

体的にいうと、年金でもですね、年金の支給率8万円未満。月額。40%ですよ。国民年金をまともにもらってもなかなかならない。年金の平均受給率は14万ちょっとというのが出てますけど、そういった貧困層を考えると、町の中でもですね、独居で、そして遺族年金にしても国民年金にしても、本当に収入が僅かな中で暮らしをしていく。よくテレビでも出ますけども、よく3食を2食にする、買い物に行くにもですね、やっぱり車も使えて、先ほどあいる一との話があったけども、それだって僕はもうちょっと町民の側に立ったアンケートをしてほしいと思うんです。あいる一とを使っている人のアンケートだから、あいる一とを使えない人のアンケートをとってほしいんです。使えないんだもん。5,000円ぐらいの買い物をするのに、片道300円なら安いと思うかもしれない。だけど往復だったら600円かかっちゃう。ちょっと寄り道して3回使ったらもうそれで900円。何にそのぐらいのお金を今物価高でどんどん何でも上がってるのは当然みたいなことを先ほどおっしゃいましたが、バス代だって上がるってね。だけど、町民の暮らしってそこが本当にもう命綱なんです。そういう暮らしをしている時に、直接的な援助は確かにいろいろしてますよ。でもね、その収益や効果がしっかりと今ここで示されないような事業をね、今手をつけるんですか。これから具体化していくって言いましたが、実際にはこれが進め始めちゃったら、もう国からの助力を受けて進めちゃうわけでしょう。したらどの時点で町民の意見が反映されるんですか。だから、今その町民の暮らしの現状をしっかりと押さえて、これが1年で終わるんならいいですよ。どう考えたって、この暮らしがあと1年や2年でよくなるなんて思っている人方は誰もいないですよ。その時に、はれっぱ、第2の工業団地もつくった。そして、こっち側にも。やっぱり町民の側からすればね、そうした旧態依然たると言ったら怒られるかもしれないけど、昔の、昔のですよ。自治体がよくやられたような開発計画ではなくて、やっぱり町民の生活に根ざした暮らしを守る側に目を向けてほしいと願うのは、私は当たり前だと思うんです。その中でもやろうとするんだったら、今言ったような質問に対してはきちっと正確に教えてくださいよ。中途半端じゃないですか。管理費いくらくらいで、そして収入はどれぐらい見込んで、そして温泉との相乗効果はどのぐらい出るから、だからこれぐらい投資しても町民の利益になるんだと。そういうしっかりとした答弁を求めたいと思います。

大崎町長

事業費の試算、詳細につきましては担当課長より説明をさせていただき、その後私から答弁をさせていただきます。

都市整備課長

それでは、現在のキャンプ場の収支のシミュレーションについて、説明をいたします。前回、全員協議会の時に示させていただきました、27区画でシミュレーションしておりますけれども、基本的には今の流れの中では、1年目につきましては利用者人数3,026人、収入としましては1,507万円、支出としては1,502万円ということで、スタートにつきましては、プラス5万円ということになっております。なお、稼働率につきましては、通常のキャンプ場であれば20%前後ということでございますが、キャンプ実証のうちの数値を参考に、初年度を25.1%にしております。本年夏に行われましたキャンプ実証の中では、マックスが15組の上限でございましたけれども、その中で稼働日数は27日、稼働率は全体で60.7%という稼働率となっております。祝日につきましては、96.4%というようなことから、非常に夏場については効果が出るものということから、そのような試算を用いております。おおむね2年目以降につきましても、累計数字で1.05倍、1.11倍、1.15倍、5年目では1.2倍とさせていただいておりますので、5年間で並べますと収入で1億657万円、支出で1億621万円、プラスの36万円ということで、基本的には指定管理費を出さない形の経営ができるというような現在の見込みではおります。ただ、スタート段階では、当然資金繰り等の関係もございますので、その辺の調整はこれから必要なかなというような読みとなっております。利用者人数につきましては、スタート時点3,026人、2年目3,178人、3年目3,495人、4年目4,020人、5年目4,824人というようなことで、全体で約1万8,300人、5年間で入るというような見込みとなっております。以上です。

大崎町長（再々答弁）

それでは、私のほうから再々質問に対して答弁をさせていただきます。はれっぱ、準工を含め、旧態依然の形で進めているのではないかという御指摘をいただきました。町の活性化を目指して、また、これからの町の行き先を見据えて事業を実施しているつもりでございます。総合計画の中にも反映して、議員の皆さんとも議論をしながら進めているわけでございます。また、キャンプ場につきましても、はれっぱにつきましても、準工につきましても、住民の代表であります議員の皆さんと相談をし、そして予算の承認をいただいて進めているところでございますので、そういう意味でまだ町民への周知が足りないというお声もありますが、それはこれからまた管理運営だとか、実際の実施設計の形だとか、そんなようなものも含めて周知をしていきたいなと思っています。

湯本議員

すいません。回数を忘れました。

側瀬議長

答弁漏れがあれば許します。

湯本議員

すいません。3回目までということで間違えました。今ですね、出た数字が報告はされたんですけども、これね、予想した数字ですよ。予想した数字っていうのは、いわばこれぐらいかかるからこれぐらい収支入るって、大体ちょんちょんぐらいいに見込んで出してくる。事業にありがちなところで実態がどうなるかなんていうのはほとんど懸案されてないというようなことを感想として持ちますが、この温泉のところの整備計画をこれで進めていくということで、先ほど町長のほうはですね、いわば町民の利益だけではなくて、町民の利用度もあるというふうに思うんですが、ここの利用率として最後に1点だけ、再質問みたいになっちゃいますけど、町民の利用率っていうのはどのぐらい考えてるんですか。

側瀬議長

3回目の答弁が終わってるので、この答えについては後ほどということによろしいですか。（はいの声）